

日 銀 業 第 2 9 0 号
2 0 2 4 年 6 月 1 4 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第151号）の施行に伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙1のとおり改正し、本日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置および経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
小川（内線：6149）、山本（内線：6088）

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第二条第二項第十九号中「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第九項」を「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第十一項」に改める。

- 第三十三条の二および第三十五条の四中「租税特別措置法施行令第三条の三第九項」を「租税特別措置法施行令第三条の三第十一項」に改める。

- 第十四号の二書式および第十四号の八書式中「租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 9 項の確認」を「租税特別措置法第 8 条の規定の適用を受けるための確認」に改める。

移行措置および経過措置

- 「指定内国法人である供託者に関する通知書」（「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」という。）第十四号の二書式）および「指定内国法人である政府担保振替国債提供者に関する通知書」（振決規則第十四号の八書式）については、当分の間、改正前の書式を補正せずに使用することができる。この場合、当該通知書中「租税特別措置法施行令第3条の3第9項の確認」を「租税特別措置法第8条の規定の適用を受けるための確認」と読み替えるものとする。

- 本年4月1日から本件による改正の実施日までの間に、参加者等が振決規則第三十三条の二に定める確認を行った場合には、当該確認については、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第十一項に基づく確認であったものとみなすとともに、当該参加者等（当該参加者等が間接参加者である場合には、その指定参加者を含む。）から提出を受けた本件による改正前の書式による「指定内国法人である供託者に関する通知書」については、当該通知書中「租税特別措置法施行令第3条の3第9項の確認」を「租税特別措置法第8条の規定の適用を受けるための確認」と読み替えるものとする。

- 本年4月1日から本件による改正の実施日までの間に、参加者等が振決規則第三十五条の四に定める確認を行った場合には、当該確認については、租税特別措置法施行令第三条の三第十一項に基づく確認であったものとみなすとともに、当該参加者等（当該参加者等が間接参加者である場合には、その指定参加者を含む。）から提出を受けた本件による改正前の書式による「指定内国法人である政府担保振替国債提供者に関する通知書」については、当該通知書中「租税特別措置法施行令第3条の3第9項の確認」を「租税特別措置法第8条の規定の適用を受けるための確認」と読み替えるものとする。